

九州大学研究戦略企画室規程

令和3年度九大規程第154号  
制定：令和4年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項に基づき、研究戦略企画室の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 研究戦略企画室は、九州大学の研究戦略に基づき、大学全体の研究力強化に向けた取組等を企画・立案する。

(組織)

第3条 研究戦略企画室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、研究戦略企画室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 副室長は、副学長のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、研究戦略企画室の業務を整理する。

(室員)

第6条 室員は、職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室員は、室長の命を受け、研究戦略企画室の業務及び事務を処理する。

(事務)

第7条 研究戦略企画室に関する事務は、事務局及び部局事務部各課等の協力を得て、研究・産学官連携推進部研究企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究戦略企画室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。